看護関連施設基準等集団指導

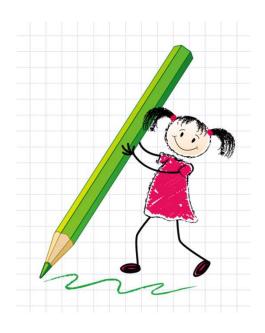
看護要員管理等の正しい理解のために



厚生労働省 北海道厚生局医療課

説明内容・ポイント

- [1] 集団指導の目的
- [2] 施設基準等の届出
- [3] 診療報酬の請求
- [4] 看護要員の管理



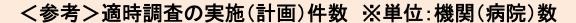
[1] 集団指導の目的



1. 施設基準等の適時調査において

適時調査においては、

- ①届出時の解釈に、誤りがある
- ②届出後の運用に、誤りがある
- →上記理由等による、指摘を行っている
 - ※指摘事項の多くは、基本的な事項がほとんどを占めている



年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R4	0	0	18	15	11	7	14	9	12	10	8	8	112
R5	8	9	15	15	18	17	17	18	19	14	11	9	170
R6	9	4	0	14	16	16	18	20	14	15	15	11	152
R7	9	10	13	14	15	15	16	17	17	14	11	9	160



2. 適時調査で指摘を受けた結果

看護要員の管理等が必要である入院基本料等の施設基準を満たさない場合、多額の返還金が生じ、保険医療機関の経営に大きな影響を及ぼすことになる

【適時調査時の指摘例】

- 夜勤時間帯に看護職員を2名以上配置していない
- 専従配置が必要な職種(職員)が他の業務を兼務している

<参考>適時調査の指摘・返還例

#	病院 (所在地)	実施年月	施設基準	指摘事項	返還金額 (概算)
1	A病院 (胆振地区)	R5/10月	一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料5)	夜勤時間帯において、当該病棟で夜勤を行う看護職員2名のうち1 名が救急外来に係る業務を行っており、その間、看護職員1名で病 棟夜勤を行っている事例が恒常的にみられる	約26,632千円
2	B病院 (渡島地区)	R6/12月	・地域包括ケア入院医療 管理料2 ・入退院支援加算1	・入退院支援部門に配置されている専従者(社会福祉士)が他の業務を兼務している ・病棟に配置されている専従者(理学療法士)が他の業務を兼務している	約367,317千円
3	C病院 (日高地区)	R6/12月	医師事務作業補助体制加 算1(25:1)	3年以上の勤務経験を有する医師事務作業補助者が、25対1の配 置区分ごとに5割以上配置されていない	約288千円

3. 集団指導の目的

- ① 施設基準の要件を満たすかの毎月の点検を保険医療機関 全体で実施する
- ② 適切なタイミングで必要な変更の届出を行い、返還金の 発生を未然に防止する

ポイント

◆ 適切な自己点検を実施するために、看護要員管理等の正しい理解を深めることを目的としている

→ 毎月の点検を、「看護部門」と「事務部門」が連携し、複数の 部門でチェックできる体制を構築する

[2] 施設基準の届出



1. 届出及び届出の受理

- ①施設基準の要件を満たすとともに、届出前6月間に不正 又は不当な届出を行ったことがない等が必要
- ②届出については各月末日までに要件審査が行われ、届出が 受理された場合は翌月1日(月最初の開庁日の場合はその 月の1日)から、その届出に係る診療報酬を算定する
 - ・届出に際しては、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機関 単位で行う
 - ・保険医療機関の開設者は、北海道厚生局長に対して、当該施設基準 に係る届出書を1通提出する
 - ※当該保険医療機関は、提出した届出書の写しを適切に保管する

様式5

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準に適合していることを確認するための入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類

下記について、適合する場合は□に「✓」し、内容を記載すること。

- □ 当該保険医療機関において、別添6の別紙2及び別紙2の2を参考として入院診療計画を策定 し、入院患者に対して説明を行っている。
- □ 当該保険医療機関において、院内感染防止対策が行われ、院内感染防止対策委員会設置要綱、 委員会議事録を作成している。

①院内感染防止対象	養委員会の活	動状況	
開催回数			回/月
委員会の構成			
メンバー			
②水道・消毒液の調	设置状況		
病室数			室
水道の設置病室数	改(再掲)		室

2. 届出後の変更

- ① 届出後に届出内容と異なった事情が生じ、施設基準を満たさなくなった場合又は施設基準の届出区分が変更となった場合は遅滞なく変更の届出等を行う
- ② 病棟数、1割以上病床数に増減があった場合には、その都度届出を行う
- ③ 一時的な変動は、変更の届出を要しない

- ▶ 一時的な変動については、「平均在院日数」や「月平均を勤時間数」等の事項・事由毎に、異なっている
- ▶ また、病床数が100床以上であるかどうかにより、異なる場合もある

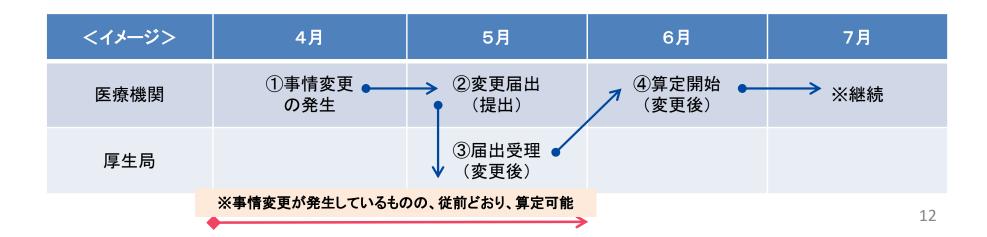
~一時的な変動とは~

事項 (抜粋)	100床以上の病院	100床未満の病院
平均在院日数		
月平均夜勤時間数		超えない期間の -時的な変動
算定要件中の該当患者の割合		
1日当たり勤務する看護要員数	年ロネ4・ロナ かこち	年ロネク・ロナ わこた
看護要員数と入院患者の比率	暦月で1ヶ月を超えない期間の1割以内の	暦月で3ヶ月を超えない期間の1割以内の
看護職員の必要数に対する 看護師の比率	一時的な変動	一時的な変動

- ▶ 上記の一時的な変動に該当する場合は、届出を要しない
- ▶ 上記の一時的な変動に該当しない場合は、届出を要する

3. 変更届出後の算定開始

- ①変更の届出は、<u>届出内容と異なった事情が生じた月の</u> 翌月に速やかに行い、変更の届出を行った月の翌月から 変更後の入院基本料等を算定する
- ②面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更など、 月単位の数値を用いた要件を含まない施設基準の場合は、 施設基準を満たさなくなった月に速やかに変更の届出を 行い、届出月の翌月から変更後の入院基本料等を算定する



4. 届出後の調査・報告と情報提供

1)適時調査

北海道厚生局では、受理した届出の届出内容を調査・確認するため に適時調査を行い、届出の内容と異なる事情等がある場合には、 変更の届出などを行うよう指摘している

→ 「病院」を中心に適時調査を行っている

②報告

届出を行った保険医療機関は、毎年8月1日現在で届出書の記載 事項について報告を行う

【注意】

令和6年度より診療報酬改定の施行時期が後ろ倒しされたことに伴い、定例報告の基準日は8月1日に変更された

4. 届出後の調査・報告と情報提供

③情報提供

- ・北海道厚生局のホームページに施設基準等の届出の状況を掲載している
- 保険医療機関も、療養担当規則等にもとづき、院内の見やすい場所 に届出内容の掲示を行う
 - ※令和6年度診療報酬改定より、ウェブサイトへの掲載も行う必要がある

<参考>施設基準の受理通知の発送の見直し(予定)

- 今後、施設基準の受理通知の送付に代わり、当局ホームページから受理状況をご確認いただくことになる方式に見直しを予定しています。
- おって、詳細をホームページにてお知らせいたします。

~適時調査実施状況(全国)~

※保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について(厚生労働省HP)

年度/区分	医科 (機関数)	歯科 (機関数)	薬局 (機関数)	合計 (機関数)	返還金額 (単位:万円)
R5年度	2,736	7	5	2,748	319,557
R4年度	2,289	9	5	2,303	80,345
R3年度	18	1	14	33	207,423
R2年度	3	0	2	5	260,872
R1年度	3,519	10	15	3,544	504,652

- ▶ 令和4年度(コロナ禍を除き)、医科(病院)を中心に適時調査を実施している
- ▶ 令和5年度においては、2,748機関の適時調査を実施し、約31億9千万円の返還金が生じている
- ▶ 詳細は公表されていないものの、返還金額の多くは、医科(病院)に係る 入院基本料・特定入院料に関するものと思われる

15

[3] 診療報酬の請求



診療報酬の請求にはルールがある



請求の際のルールが守られていなければ、 どれだけよい診療を行っても 診療報酬の請求はできない



正しい診療報酬請求のための仕組みやルールを理解しましょう

診療報酬請求に係る留意点

- 1) 仕組みやルールを把握する
 - ①算定項目や算定要件の把握
 - ②施設基準で求められる項目の把握
- 2) 記録を確実に整備する 責任の明確化⇒患者や看護師自身を守る

3) 勤務体制を整備・管理する

看護要員の勤務体制は診療報酬の請求に大きな 影響を及ぼす!

[4] 看護要員の管理



入院基本料・特定入院料の主な要件

看護実質 配置

看護師 比率

平均在院日数

し 様式9

大前提となる7つの基準

- 1. 入院診療計画の基準
- 2. 院内感染防止対策の基準
- 3. 医療安全管理体制の基準
- 4. 褥瘡対策の基準
- 5. 栄養管理体制の基準
- 6. 意思決定支援の基準 ※一部の病棟は対象外
- 7. 身体的拘束最小化の基準

【注意】

令和6年度診療報酬改定により、6・7が追加された

1. 入院診療計画の基準

- ・関係職種が共同して患者に合わせ、総合的な診療計画を 策定する
- ・文書により7日以内に説明を行うこと
- ・記載上不備がないよう、最新様式を用いる
 - 3種類の様式 ①一般、②療養・高齢者、③精神
 - 主治医以外の担当者名の記載
 - 特別な栄養管理の必要性の有無の記載
 - 在宅復帰支援計画、在宅復帰支援担当者名の記載

入院診療計画書

-	(患者氏名)	殿				年	月	日
	病 棟 (病室) 主治医以外の担当者名							\neg
	在宅復帰支援担当者名 *							
	病 名 (他に考え得る病名)							
	症 状治療計画							-
	伯 冰 前 國							
	検査内容及び日程							
	手術内容及び日程							
	推定される入院期間							
	特別な栄養管理の必要性		有·	無	(どちらかに○)		
	そ の 他 ・看 護 計 画 ・リハビリテーション 等の計画							
	在宅復帰支援計画 *							
	総合的な機能評価 ◇							

- 項目を網羅していること空欄がないこと

2. 院内感染防止対策の基準

院内感染防止対策委員会の設置と開催 月1回程度の開催

構成員(病院長又は診療所長、看護部長、薬剤部門の責任者、 検査部門の責任者、事務部門の責任者、感染症対策に 関し相当の経験を有する医師等の職員)

- ・感染情報レポートの作成と活用のための体制 週1回程度の作成・委員会等での活用
- ・ 職員への手洗いの励行の徹底 各病室に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液の設置

3. 医療安全管理体制の基準

- 医療安全管理指針の整備
 - 医療安全に関する基本的な考え方
 - 医療事故発生時の対応方法等
- 医療事故等の院内報告体制の整備
- ・安全管理のための委員会の開催 月1回程度の開催
- ・安全管理の体制確保のための職員研修 年2回程度の研修

4. 褥瘡対策の基準

• 褥瘡対策チームの設置

構成員: 褥瘡対策に係る専任の医師・看護職員

- ・ 褥瘡対策に係る専任の医師と看護職員による「褥瘡対策に関する診療計画」の作成、実施及び評価 (当該医師及び当該看護職員が作成した診療計画に基づくものであれば、 実施は、当該医師又は当該看護職員以外であっても差し支えない。)
- 危険因子の評価
- ・体圧分散式マットレス等の適切な選択と使用できる体制 の整備
- 最新様式

褥瘡対策に関する診療計画書(2)

項目を追加 しているか?

氏	名	殿(男・女)	- 年 丿	月 日生	(歳)	
	<薬学的管理に	に関する事項>□ 対応の必要無し				
		に影響を与える可能性がある薬剤の使用 催眠鎮静剤、 抗不安剤、 麻薬、 解熱鎮痛消	炎剤、 利尿剤、 腫瘍用薬、 副	腎ホルモン剤、:	免疫抑制剤、 その他())
薬	くすでに褥瘡を	有する患者> 薬剤滞留の問題 □無 □有				
学的管理計画						
_	<栄養管理に	関する事項> □ 対応の必要無し	□ 栄養管理計画書での対応			
	評価日	年 月 日				
	体重 kg(測	定日 /)	BMI kg/m2		体重減少 (無・有)
栄養評	身体所見	浮腫 (無・有 (胸水・腹水・下肢)・オ	5明)			
価	検査等 検査している場合に記載	□ 測定無し Alb値()g/dL 測定日(/)	□ 測定無し Hb値 ()g/dL 測定日(/)		□ 測定無し CRP ()mg/dL 測定日(/)	
	栄養補給法	経口・経腸 (経口・経鼻・胃瘻・腸瘻)・	静脈	栄養補助食品	の使用(無・有)	
栄養管理計画						

[記載上の注意]

- 1 対応の必要がない項目の場合、口にチェックを入れること。 2 栄養管理に関する項目に関して、栄養管理計画書にて対応する場合は、口にチェックを入れること。

5. 栄養管理体制の基準

- ・ 常勤の管理栄養士1名以上の配置
- ・栄養管理手順の作成と共同して栄養管理を行う体制の 整備
- 特別な栄養管理の必要性の有無を入院診療計画書に記載
- 栄養管理計画書又はその写しを診療録等に貼付
- 最新様式

栄養管理計画書

		計画作成日			
7月为"宁					
氏名 殿 (男・女)				_	
年 月 日生(歳)		医師名		_	
入院日;	担当管	理栄養士名		_	
入院時栄養状態に関するリスク					
栄養状態の評価と課題					•
				_	
【G L I M基準による評価 (□非対応) ※】利定:□	〕 低栄養非該当 □ 低栄養	後(□ 中等度低栄養、□	重度低栄養	(s)	
該当項目:表現型(□ 体重減少、□ 低 BMI、□ 筋肉量)	成少) 柄因(□ 食事摂取金減	ツノ消化散収縮低下、口 秋秋	対荷/炎症		ı
栄養管理計画				_	項目を追加
目標					
					しているか?
栄養補給に関する事項					
栄養補給に関する事項 栄養補給量	7-X-1844-7-11- CA	En weight	Direct.	_	
	栄養協権力法 国際 成下運輸金の必要	± = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	Oli M.A.		
栄養補給量	ポ 英端 は か は	4 4 4	O Branch	*	
栄養補給量 ・ エネルギー keal ・ たんぱく質	東英楠柏力は Bit 東下調整食の必要性 食事内容	在 在 (学人八智 - 11			
栄養補給量 ・ エネルギー keal ・ たんぱく質	241 24 W				
栄養補給量 ・ エネルギー keal ・ たんぱく質	食事内容	生			
栄養補給量 ・ エネルギー kcal ・ たんぱく質 ・ 水分 ・	食事内容留意事項	生 (学会八年 :)	Я	В	
栄養補給量 ・ エネルギー kcal ・ たんぱく質 ・ 水分 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食事内容 留意事項 (内容	(**/A) *** - 11	月 月	ВВ	
栄養補給量 ・エネメギー keal ・たんぱく質 ・水分 ・ ・水分 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食事内容留意事項(内容(内容	実施予定日:	2.7	100	
栄養補給量 ・ エネルギー kcal ・ たんぱく質 ・ 水分 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食事内容留意事項(内容(内容	実施予定日: 実施予定日:	月	B	
栄養補給量 ・ エネメギー kcal ・ たんぱく質 ・ 水分 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食事内容留意事項(内容(内容	実施予定日: 実施予定日:	月	B	
栄養補給量 ・ エネルギー kcal ・ たんぱく質 ・ 水分 ・ 水分 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食事内容留意事項(内容(内容	実施予定日: 実施予定日:	月	B	
栄養補給量 ・ エネルギー kcal ・ たんぱく質 ・ 水分 ・ 水分 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食事内容留意事項(内容(内容	実施予定日: 実施予定日:	月	B	

6. 意思決定支援の基準

• 適切な意思決定支援に関する指針作成

(厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する ガイドライン」等参照。)

小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、 新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、 小児入院医療管理料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する 病棟のみを有する保険医療機関は除く

7. 身体的拘束最小化の基準

- 身体的拘束を行った場合の緊急やむを得ない理由の記録
- ・専任の医師及び専任の看護職員から構成される身体的拘束 最小化チームの設置
- ・チームによる身体的拘束の実施状況の把握、管理職を含む 職員に定期的な周知
- チームにおいて、身体的拘束を最小化するための指針を 作成し、職員への周知、活用
- 入院患者に係る職員を対象とする定期的な研修

入院基本料・特定入院料の主な要件

看護実質 配置

看護師 比率 平均在院日数

し 様式9

大前提となる7つの基準

- 1. 入院診療計画の基準
- 2. 院内感染防止対策の基準
- 3. 医療安全管理体制の基準
- 4. 褥瘡対策の基準
- 5. 栄養管理体制の基準
- 6. 意思決定支援の基準 ※一部の病棟は対象外
- 7. 身体的拘束最小化の基準

【注意】

令和6年度診療報酬改定により、6・7が追加された

A 看護実質配置

1. 配置基準 用語の定義

看護職員:看護師・准看護師 *明確に区分すること

看護要員:看護職員•看護補助者

他部署兼務:病棟と外来、手術室や集中治療室との兼務

みなし看護補助者:

入院基本料等の施設基準に定める必要な数を 超えて配置している看護職員を看護補助者と みなし、看護補助者数に算入

専任:他の業務と兼務可能

専従:他の業務を兼務できない

2. 看護要員の配置基準

看護配置数の算出にあたっては、 交代制(2交代・3交代)に関わらず 1日3勤務帯、1勤務帯あたり8時間を標準として 算出する

基準值

(1日平均入院患者数/届出区分数)×3(勤務帯)

実績値

月延べ勤務時間数/(月日数×8時間)

例 月平均入院患者数49名 (地域一般入院料2算定病棟 看護配置13対1 1病棟)

(49(名) ÷ 1 3(対1))×3(勤務) = 11.3人 ≒ 12人 (切り上げ) 基準値

3人<u>夜勤 2交代の場合</u> <u>2人夜勤 3交代の場合</u> 夜勤入り 3名 深夜勤 2名

夜勤明け 3名 準夜勤 2名

日勤 6名 日勤 8名

<計12名> <計12名>

実績値二<u>1ヶ月の総勤務時間数</u>÷(月日数×8時間) *看護職員の病棟日勤と夜勤時間の合計

院内揭示 例

月平均入院患者数49名

地域一般入院料2 (13対1)

日勤:看護職員6名 夜勤:看護職員3名

※2交代勤務

入院患者49名÷看護配置13×3

当病棟では、1日に<u>12人</u>以上の看護職員(看護師及び 准看護師)が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

> (1日12名一夜勤3名×2=日勤6名) 入院患者49名÷日勤6名

- ・朝9時~夕方5時まで、 看護職員1人当たりの受持ち患者数は<u>9人</u>以内です
- ・夕方5時~翌朝9時まで看護職員1人当たりの受持ち患者数は17人以内です

入院患者49名÷夜勤3名

院内掲示 例

月平均入院患者数49名

療養病棟入院料1(20対1)

日 勤:看護職員4名 看護補助者6名

夜 勤:看護職員2名 看護補助者1名

※2交代勤務

当病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び 准看護師)及び1日8人以上の看護補助者が勤務 しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時~夕方5時まで、 看護職員1人当たりの受持ち患者数は13人以内です 看護補助者1人当たりの受持ち患者数は9人以内です
- ・夕方5時~翌朝9時まで看護職員1人当たりの受持ち患者数は25人以内です看護補助者1人当たりの受持ち患者数は49人以内です

4. 夜勤及び月平均夜勤時間

<u>夜勤</u>: 各保険医療機関が定める<u>午後10時から翌日の</u> <u>午前5時まで</u>の時間を含めた連続する<u>16時間</u> の間の勤務をいう

月平均夜勤時間

: 同一の入院基本料を算定する病棟全体で、届出前1ヶ月又は4週間の夜勤時間帯に従事する 看護職員の、延べ夜勤時間数を夜勤時間帯 に従事した実人員数で除して得た数

5. 夜勤及び月平均夜勤時間

- ・夜勤体制は病棟ごとに看護職員の複数(2人以上)体制が 取られていること
 - ※療養病棟は看護職員1名と看護補助者1名の配置も可
- ・月平均夜勤時間は72時間以内であること
 - ※「療養病棟入院基本料」、「特定入院料」を算定する病棟は、 この限りではない。
- ・月あたりの延夜勤時間数は1ヶ月又は4週間の夜勤時間帯 に従事した時間数をいう

6. 月平均夜勤時間数の計算に含まれる者 の要件

【急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料】

月当たりの夜勤時間数が<u>16時間未満</u>の者は、月平均夜勤時間数の計算 における実人員数及び延べ夜勤時間数に**含まない**

【上記の入院基本料以外】

月当たりの夜勤時間数が<u>8時間未満</u>の者は、月平均夜勤時間数の計算に おける実人員数及び延べ夜勤時間数に<u>含まない</u>

<u>夜勤時間帯に病棟勤務と外来勤務等を兼務する場合</u>

当該看護職員の病棟勤務の夜勤時間を月の総夜勤時間で除して得た数を、 夜勤時間帯の実人員数として算入する

7. 夜勤専従者の考え方

- ・ 夜勤専従者とは、専ら夜勤時間帯に勤務するもの
- 勤務予定では日勤を計画しないこと (夜勤専従者が日勤を行うことは、勤務計画表に日勤が組み込まれて いない者であって、日勤の看護職員の急病時などの真に緊急やむを 得ない場合に月に1回が限度であることに留意すること)
- 夜勤時間帯の実人員数及び延べ夜勤時間数に含まない
- ・夜勤専従者の夜勤時間については、夜勤による勤務負担が 過重とならないよう十分配慮すること

入院基本料・特定入院料の主な要件

看護実質 配置

看護師 比率

平均在院日数

し 様式9

大前提となる7つの基準

- 1. 入院診療計画の基準
- 2. 院内感染防止対策の基準
- 3. 医療安全管理体制の基準
- 4. 褥瘡対策の基準
- 5. 栄養管理体制の基準
- 6. 意思決定支援の基準 ※一部の病棟は対象外
- 7. 身体的拘束最小化の基準

【注意】

令和6年度診療報酬改定により、6・7が追加された

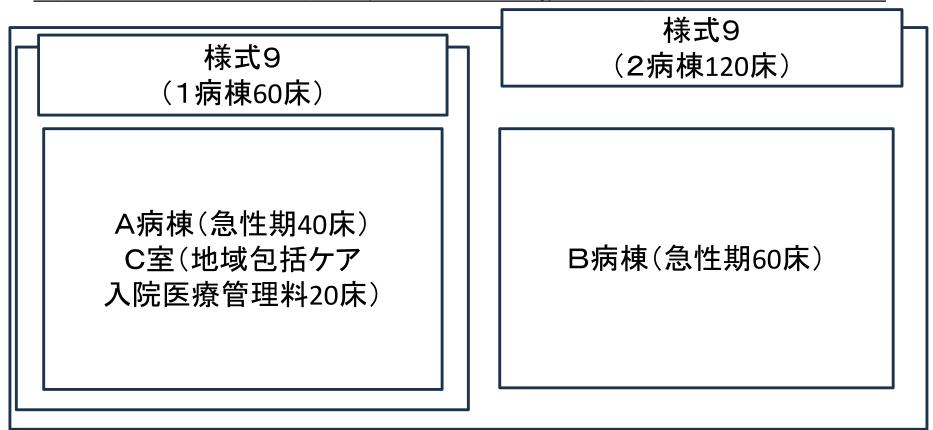
D 様式9

1. 様式9作成の基本的考え方

- 看護要員勤務実績表(様式9)は、暦月1カ月の実績で 作成する
 - ①1日平均入院患者数は、1年間(増床時・減床時を除く)
 - ②平均在院日数は、3ヶ月
 - ③月平均夜勤時間数に限って、「暦月1カ月」、または「4週間(連続する任意の期間、たとえば3月1日~28日など)」のどちらかを算出期間とすることが可能
- ・4週管理の場合は、届け出に際しては月単位と4週間単位の 様式9が必要
- 入院基本料ごとに、原則、病棟種別(一般病棟、療養病棟、 結核病棟及び精神病棟)単位で様式9が必要

誤りが散見されるケース

(事例:急性期一般入院料2病棟のうち地域包括ケア入院医療管理料を届出)



様式9は2種類の作成が必要になります。

- 〇A病棟・C室・B病棟を合算した120床
- 〇地域包括ケア入院医療管理料を届出するA病棟・C室を合算した60床

3. 様式9 勤務時間計上の留意点

- 勤務計画表及び勤務実績表の勤務形態(日勤、夜勤、 遅出、早出等)並びに当日、翌日の勤務時間を計上する
- ・病棟において、実際に入院患者の看護に当たっている者 の時間数を計上する

会議や委員会の時間は除外する

- ・ 勤務時間への参入の可否について
 - *食事・休憩時間 ・・・・ ②計上する
 - *残業時間 ···· ×計上しない
 - *院内感染防止対策委員会・医療安全管理のための委員会 褥瘡対策委員会、安全管理の体制確保のための職員研修 身体的拘束最小化チームに係る業務・身体的拘束最小化 に関する職員研修 … ②計上する

4. 様式9 勤務時間の計上方法(1)

保険医療機関が定める夜勤時間帯 ……16:30~8:30 (16時間)

例 夜勤時間 16:30~	8:30	当日	翌日	申し送り時間
① 日勤 8:30~17:00	日勤時間数	8		計上しない場合
申し送り 16:30~17:00	夜勤時間数			申し送りなしの
② 日勤 8:30~17:00	日勤時間数	8 /		場合
申し送りなし	夜勤時間数	0.5		- 例 口
3 夜勤 16:30~9:00	日勤時間数		0.5	申し送りなしの
申し送りなし	夜勤時間数	7.5	8.5	場合
④ 準夜 16:30~1:00	日勤時間数			
申し送り 0:30~1:00	夜勤時間数	7.5	1.0	申し送り時間
⑤ 深夜 0:30~9:00	日勤時間数	0.5		計上する場合
申し送り 8:30~9:00	夜勤時間数	8		#.

複勤時間帯の中で申し送りに要した時間は、申し送った看護職 員の複勤時間から除いて差し支えない。

疑義解釈:日勤時間帯で申し送りに要した時間も夜勤時間帯と同様

除いて差し支えない *同一入院基本料単位、月単位

5. 様式9 勤務時間の計上方法(2)

例1) 他部署兼務者の場合

夜勤時間帯に看護要員が病棟業務と外来業務等を兼務

保険医療機関が定める夜勤時間帯 ……16:30~8:30 (16時間)

• 看護師A(夜勤) さんのシフト 16:30~9:00 迄勤務 月4回

うち、外来勤務 … 16:30~20:30

うち、病棟勤務 … 20:30~ 9:00

*申し送りなし

		病		他	者看		 夜	夜勤従		日付別	の勤務	時間数	月述べ	
様式	番	棟	氏	部署	の護	Ι.	勤 の	事者数		1日	2日	~31日	勤務時	
	号	体名	名	兼務	業補 務助		o 有 無	への計 上		曜	曜	/	間数	
						有無	無 夜専	次動従事者	病棟日勤	/	0.50		0.50	
看護師			A	1) /		0	0.75)	病棟夜勤	3.50	8.50		48.00	1
)	/				総夜勤	7.50	8.50	• • • • • • •	64.00	

兼務する場合の月平均夜勤時間数の実人員数は、①/②

①病棟で勤務した月当たり延べ夜勤時間数

②月当たりの延べ夜勤時間数(病棟と病棟以外の夜勤時間)

実際に病棟で勤務した時間 を計上

20:30~0:00(3.5h)

総夜勤時間数を計上 病棟勤務時間(3.5h)と外来 勤務時間16:30~20:30(4h) の合計(7.5h)

月平均夜勤時間数の実人員数 (例)Aさんが月4回勤務

- $(1)(3.50 + 8.50) \times 4 = 48.0h$
- $2(7.50+8.50) \times 4 = 64.0h$
- 1/2=0.75人

6. 様式9 勤務時間の計上方法(3)

例2) 他部署兼務者の場合

外来看護要員が外来業務と病棟業務を兼務する

保険医療機関が定める夜勤時間帯 ……16:30~8:30(16時間)

• 看護師B(外来要員)さん、3月の外来勤務が19日間、病棟夜勤が2日間

外来勤務時間 …… 8:30~17:15

病棟夜勤時間 …… 16:30~ 9:00(16時間)

*申し送り時間 …… 8:30~ 9:00 計上しない

		病		他	者看	夜	夜勤従			日付	別の勤	務時間	数	月述べ
	番	棟	氏	部署	の護	勤の	事者数		1日	2日	3日	4日	5日~31日	勤務時
1至 <i>门</i> 1	号	名	名	兼務	業補 務助	, 有 無	への計 上		曜	曜	曜	曜	曜	間数
						有無 夜専	布勒從事者	病棟日勤						0.00
看護師			B(1	<i>)</i>	 (0.52	病棟夜勤	/		7.50	8.50		16.00
					/			総夜勤	0.75	0.75	7.50	8.50	0.75	30.25

外来勤務の内、夜勤時間帯に かかる時間 16:30~17:15 (0.75h)

病棟で夜勤した時間を計上 16:30~0:00 (7.50h) 0:00~8:30 (8.50h)

兼務する場合の月平均夜勤時間数の実人員数は、①/②

- ①病棟で勤務した月当たり延べ夜勤時間数
- ②月当たりの延べ夜勤時間数(病棟と病棟以外の夜勤時間

月平均夜勤時間数の実人員数 ①(7.50+8.50)×1=16.0h ②(0.75×19日)+①=30.25h ①/②=0.52人

7. 様式9 勤務時間の計上方法(4)

例3)月の途中で、病棟を異動した場合

看護師C 6月14日迄 2F(急性期一般)病棟に勤務し、同月15日から 4F(障害者)病棟に異動した

留意点;それぞれの病棟で夜勤に従事した時間を、双方の病棟の総夜勤時間にも計上し、夜勤従事者数を算出する。2病棟合わせて看護師Cの夜勤従事者数は1人となる

2024年6月

		v==		他		夜		へ ***					日	付別の勤務	务時間数					月
種	番	病棟	氏	部署		勤の		の分			1日	5日	6日	• • • •	15日…	25日	26日	…30日	_	延べ
別	号	名	名	兼務		有無		計量上者	Ŧ		曜・・・・	曜	曜	••••	曜・・	曜	曜	 曜	数	勤務
看					有	無	夜専	夜勤 従事者	Í	病棟日勤		4 F (阻	章害者)病	<mark>棟</mark> へ異動						
護		2 F	С	$\binom{1}{}$				(0	_	病棟夜勤		7.50	8.50					L	16.	.00
師								6	ر	総夜勤		7.50	8.50			7.50	8.50		32.	.00

Cさんの夜勤従事者数は、2Fと4F病棟併せて1人となる

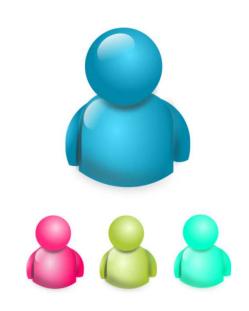
4 F 病棟での夜勤時間を総夜勤に計上

				他	- ;	 夜							2夕 □土 日日:	* <i>F</i> -			月
		·-					^				口1 .	別の勤	穷吁[间:	致			
種	番	病	氏	部		勤	動の		1日	5日	6日		15日…	25日	26日	…30日	時 延
		棟		署		の	社			<u> </u>	<u> </u>			Тод			間べ
別	号	名	名	兼		有	事		 曜	曜	曜						数勤
		_		務		#	上者		階	惟	唯						務
	\vdash			323													3,53
看					有無	夜專	夜勤 従事者	病棟日勤	2F (急	性期一般)病棟 <u>か</u>	ら異動					
護		4 F	١٨	1)		化学有			_							
		7.		•			$\left(0.5\right)$	病棟夜勤						7.50	8.50		16.00
師							0.9	総夜勤		7.50	8.50			7.50	8.50		32.00

2F病棟での夜勤時間を総夜勤に計上

8. 夜間の看護配置について

≪常時≫の考え方夜勤時間帯の患者数及び看護職員配置数の記録が必要



夜勤時間帯における、入院患者数に対する看護職員数が配置されているのかを管理する必要がある。 様式9-2を参考に適切に管理すること。

9. 夜間の看護配置について

「看護職員夜間配置加算」を算定する病棟日々の入院患者数と、看護職員の配置状況に関する管理

例)「16対1配置加算2」

急性期一般入院料2を算定する 全3病棟 病床数180床 3交代制

様式9の2

			(年	月) 花	友 間 🧦	看 護	職員	配置	状 況				
		,	1		2			:	•••			:	30	3	31
病棟名		深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜
(1)	患者数	55	54	53	53							58	58	57	57
(1) 病棟	看護職員数	3	3	2	3							3	3	3	3
(2)	患者数	55	54	53	53							58	58	57	57
病棟	看護職員数	4	4	4	4							4	4	4	4
(3)	患者数	55	54	53	53							58	58	57	57
病棟	看護職員数	4	4	4	4							4	4	4	4
	①患者数	165	162	159	159							174	174	171	171
合計	②看護職員数	11	11	10	11							11	11	11	11
	1/2	15	15	16	15							16	16	16	16

取扱涌知(抜粋)

3の(2) 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増す ごとに1に相当する数以上であること。ただし、同一の入院基本料を届け出ている病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。なお、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、3以上であることとする。

留意事項通知(抜粋)

(1)看護職員夜間配置加算は、看護職員の手厚い夜間配置を評価したものであるため、<u>当該基準を満たしていても、基本診</u>療料の施設基準等の第5の1の(7)に定める夜勤の看護職員の最小必要数を超えた3人以上でなければ算定できない。

(参考資料)

看護関連施設基準等集団指導(説明)

~過去にあった指摘事項について(事例)~

。""我们就是我们的,我们们的,我们们的,我们们的,我们们们的,我们们们的,我们们们的,我们们们的,我们们们的,我们们们的,我们们们的,我们们们的,我们们们们的

※本資料は、令和6年度までの適時調査等の指摘事項を基に作成しています。

北海道厚生局医療課

■医療安全対策加算

<医療安全管理者が行う業務>

- 安全管理部門の業務に関する<u>企画立案</u>・<u>評価</u>を行う。
- <u>定期的に院内を巡回</u>し、各部門における<u>医療安全対策の実施状況を把握・分析し</u> 医療安全確保のために<u>必要な業務改善</u>等の<u>具体的な対策を推進</u>する。
- 各部門の医療事故防止担当者を支援する。
- 医療安全対策の体制確保のための<u>各部門</u>との<u>調整</u>を行う。
- 職員研修を<u>企画</u>・<u>実施</u>する。
- 相談窓口等の担当者と密接な連携を図る。
- 患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する。

<指摘事項>

・医療安全管理者の具体的な業務内容が不明である。

■医療安全対策加算

〈医療安全管理部門が行う業務〉

- 部門には、<u>全ての部門の職員</u>(診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等)を <u>専任で配置</u>する。
- 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業 務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録 する。
- 医療安全管理対策委員会との<u>連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数、相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録</u>する。
- <u>カンファレンス</u>(医療安全対策に係る取組の評価等を行う)を<u>週1回程度開催し</u>、 <u>医療安全管理対策委員会の構成員</u>及び必要に応じて<u>各部門の医療安全管理の担当者等</u>が 参加している。

<指摘事項>

- ・医療安全管理部門の業務務指針が不明である。
- 各部門における医療安全対策に係る実施状況の評価が行われていない。業務改善計画書が作成されていない。
- ・医療安全管理者の活動実績の記録がない
- ・医療安全部門のカンファレンスの記録がない。

■感染対策向上加算

<感染制御チーム>

- 業務内容について
 - ・ <u>1週間に1回程度</u>、定期的に<u>院内を巡回し、感染事例の把握</u>、院内感染防止対策 の実施状況の把握・指導を行う。
 - ・ 感染対策向上加算2、3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の医療機関に対し、必要時に感染対策に係る助言を行う。
 - ・ 感染事例、感染発生率に関するサーベイランス等の情報を<u>分析</u>・<u>評価</u>する。
 - ・ 院内感染の増加が確認された場合、病棟ラウンドの所見・サーベイランスデータ等を基に、<u>改善策</u>を講じる。
 - ・ 巡回、院内感染に関する情報を記録に残す。
 - ・ 微生物学的検査を利用し、<u>抗菌薬の適正使用</u>を<u>推進</u>する。
 - ・ バイコマイシン等(抗MRSA薬)、広域抗菌薬等の使用を、<u>届出制</u>又は<u>許可制</u> とし、投与量、投与期間の<u>把握</u>を行い、<u>投与方法の適正化</u>を図る<u>(加算1、2)</u>
 - 院内感染対策に関する職員研修の<u>実施</u>(年2回程度)
 - ・ 手順書(マニュアル)の<u>作成・改訂、遵守状況の確認</u>(巡回時) など

■感染対策向上加算

<感染制御チーム>

- 院内の巡回について
 - 1週間に1回程度、巡回します(定期的)。
 - ・ 各病棟は、<u>毎回巡回</u>します。(少なくとも<u>2名以上</u>で) (病棟ごとの院内感染や耐性菌の発生リスクの評価を定期的に実施している場合は、少なくともリスクの 高い病棟を毎回巡回し、それ以外の病棟は、巡回を行っていない月がないことが必要です。)
 - ・ 必要性に応じて、各部署を巡回します。
 - ・ 患者に侵襲的な手術・検査等を行う部署は、2月に1回以上の巡回が必要です。

<指摘事項>

- 具体的な業務内容<u>が整備されていない</u>。
- 院内の巡回について、1週間に1回程度、各病棟の巡回が行われていない。
- 〇 院内の巡回について、<u>院内感染事例の把握</u>及び院内感染防止対策の<u>実施状況の</u> <u>把握</u>及び<u>指導</u>が行われていない。

■連携強化加算(感染対策向上加算の注3)

<指摘事項>

○ 直近1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について 報告を行っていない。

<根拠規定>

○ 当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

(取扱い通知 別添3 第21 5 (2))

■連携強化加算(感染対策向上加算の注3)

- 直近1年間とは、1月~12月まで又は4月~3月までの期間ではなく、 確認月に応じて、スライドして確認する必要があります。
- 届出以降は、毎月、適切に報告回数を確認する必要があります。



■入退院支援加算及び地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料)

<指摘事項>

- 入退院支援部門に配置されている専従の看護師又は専従の社会福祉士が
 - ・病棟や外来において、看護業務に従事している
 - ・病棟に専任で配置されている(入退院支援加算1のみ)

<根拠規定>

○ 入退院支援部門に経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士を配置。

(取扱い通知 別添3 第26の5 1 (2)、別添4 第12 1 (3))

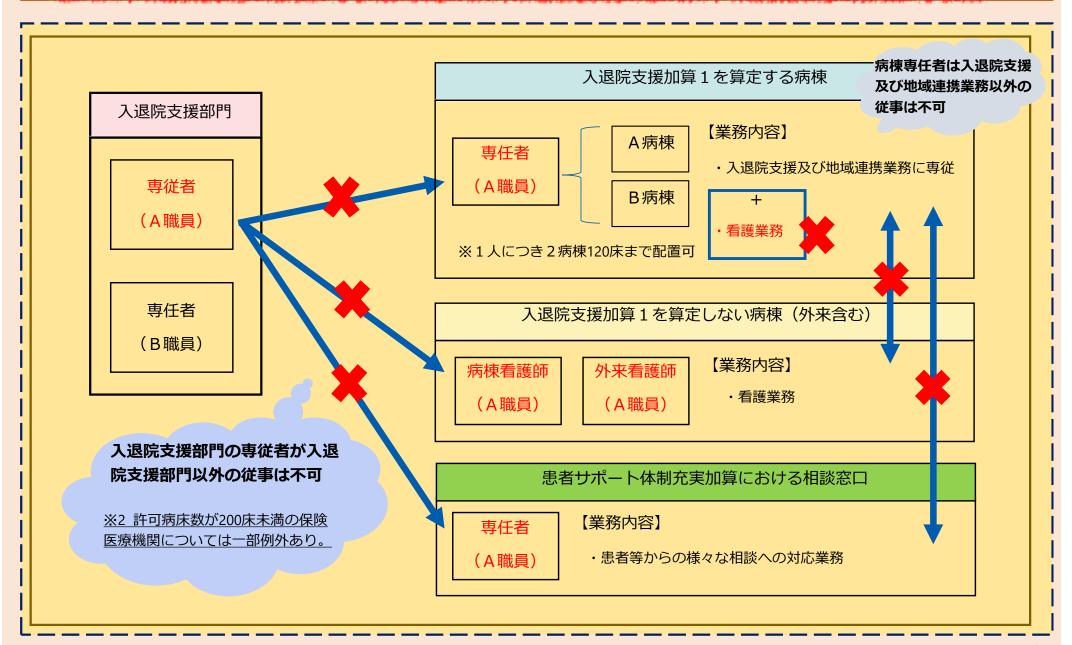
○ 入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士が、 各病棟に専任で配置。

(取扱い通知 別添3 第26の5 1 (3))

<ポイント>

- 入退院支援部門の専従者が、入退院支援部門以外の業務に従事することはできない。
- 病棟専任の看護師又は社会福祉士が、入退院支援及び地域連携業務以外の業務に従事 することはできない(入退院支援加算1のみ)。

■入退院支援加算及び地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料)





おわりに

- 施設基準の届出時は、届出内容に誤りがないか、確認しましょう!
- 施設基準の届出後は、届出内容に変更が生じていないか、 運用に誤りがないか、確認しましょう!
- 適時調査実施要領等(調査書含む)は、厚生労働省ホームページから確認できます。ご活用ください。

今後とも、看護要員管理等の適正な運用に、ご協力いただきますよう、お願いいたします

(参考) 北海道厚生局 疑義照会フォーム



- ▶ 地方厚生局職員を装った不審な電話等にご注意ください。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください。(厚生労働省ホームページ)
- ▶ <u>(保険医療機関等向け)新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いに関する通知等についてはこちらをご覧ください。</u> ※窓口混雑緩和の観点から、相談・申請等につきましては電話や書類郵送等での対応をお願いします。
- ▶ 社会保険料に関する措置(厚生労働省ホームページ)



(参考) 北海道厚生局 疑義照会フォーム

北海道厚生局 > 北海道厚生局について > 北海道厚生局からの情報発信 > 診療報酬、調剤報酬の算定方法等に係る照会方法について

更新日: 令和6年9月2日

診療報酬、調剤報酬の算定方法等に係る照会方法について

保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業所(以下「保険医療機関等」といいます。)が、診療報酬及び調剤報酬並びに訪問看護療養費(以下「診療報酬等」といいます。)の算定及び施設基準等について、疑義が生じたときは、下記の疑義照会フォームにより北海道厚生局医療課へ照会ください。

なお、当該フォームには、PDFファイル等の資料を添付することができませんので、添付資料がある場合については、次のいずれかの方法により北海道厚生局医療課へ郵送してください。

- 「保険医療機関・保険薬局の方々へ~北海道厚生局 指導部門~」に掲載している診療(調剤)報酬関係質問票に照会事項を記入し、資料と併せて 郵送する。
- 疑義照会フォームの照会内容を印刷したものに、資料を添付し郵送する。

照会にあたっての留意事項

- 1. 保険医療機関等以外の民間事業者等からの照会については、トラブル防止のため、対応いたしかねます。実際に診療報酬等を請求する保険医療機関等から直接ご照会ください。また、行政に関する苦情、意見、要望などの内容についても、対応いたしかねます。
- 2. 照会の前に、必ず、診療報酬等の算定方法に関する関係省令・告示、通知、事務連絡(疑義解釈)等をご確認ください。
- 3.1つの照会につき、1つの疑義内容となるようご協力ください。また、患者等を識別できる個人情報を記載した照会は、お控えください。
- 4. 照会に対する回答は、内容を精査し順次行っておりますが、内容によっては、相当の時間を要する場合がありますので、予めご承知おきください。
- 5. 照会に対する回答は、電話で行っております。(文書での回答は、対応いたしかねます。)

疑義照会送信フォーム(「区分番号」欄以外は必須入力です)

	保険医療機関、保険薬局、ステーションコード
ハイフンやカンマなしで半角入力して ください。(最大7文字) (例) 0123456	





- ▶ 地方厚生局職員を装った不審な電話等にご注意ください。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください。(厚生労働省ホームページ)
- ▶ <u>(保険医療機関等向け)新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いに関する通知等についてはこちらをご覧ください。</u> ※窓口混雑緩和の観点から、相談・申請等につきましては電話や書類郵送等での対応をお願いします。
- 社会保険料に関する措置(厚生労働省ホームページ)





情報公開・事業年報・ご意見・ご要望

- 情報公開
- 事業年報
- ご意見・ご要望
 - ▶ 幹部名簿
 - ▶ 北海道厚牛局の役割について

北海道厚生局からの情報発信

フォト・動画レポート



北海道厚生局からの情報発信

保険医療機関・保険薬局の方々へ ~北海道厚生局 指導部門~

2-2. 集団指導(看護関連施設基準等)について

集団指導(看護関連施設基準等)とは、入院基本料等の各施設基準における看護要員管理等の正しい理解を深めていただくことを目的として、看護部長、看護師長及び事務担当者等を対象とする指導講習会です。

この指導講習会については、全ての病院を対象として、令和7年度及び8年度において、2年一巡で実施します。 (一定の場所に集めて講義形式等で行う指導です。)

令和7年度は以下のとおり実施を予定しており、指導対象の病院に対しては、実施日の1ヶ月前までに実施通知を 発出しますので、出席してください。

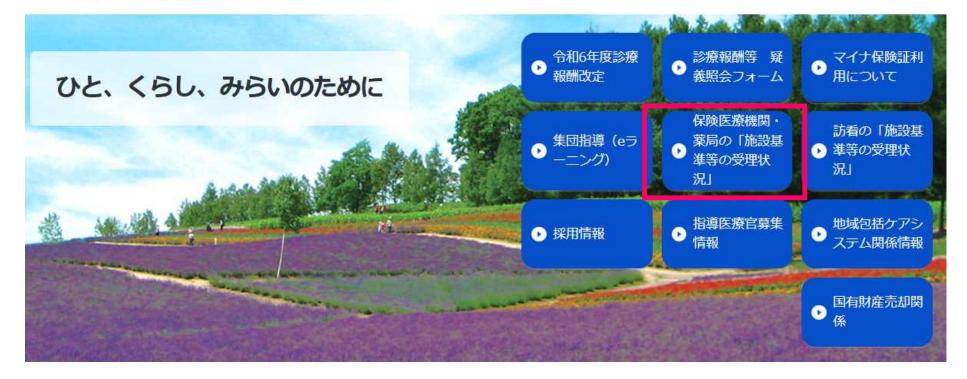
- ★集団指導の資料 (テキスト) について
 - ・看護要員管理等の正しい理解のために
 - ・過去にあった指摘事項について(事例)

(参考)施設基準の受理状況

・本文へ → お問い合わせ(ご質問) → 診療報酬等疑義照会フォーム → サイトマップ → ご意見・ご要望
 北海道厚生局 ・ ホーム Q 検索
 アクセス 申請等手続 業務内容 北海道厚生局について 調達情報 情報公開 管轄法人等



- ▶ 地方厚生局職員を装った不審な電話等にご注意ください。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください。(厚生労働省ホームページ)
- ▶ <u>(保険医療機関等向け)新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いに関する通知等についてはこちらをご覧ください。</u> ※窓口混雑緩和の観点から、相談・申請等につきましては電話や書類郵送等での対応をお願いします。
- ▶ 社会保険料に関する措置(厚生労働省ホームページ)



(参考)施設基準の受理状況

保険医療機関・保険薬局の「施設基準の受理 状況」

届出された施設基準の受理状況 (算定開始日・受理番号等) をご確認いただけます。

※今後、施設基準の受理通知の送付に代わり、ホームページからご確認いただくことになる予定です。おって、詳細をホームページにてお知らせいたします。

	施設基準の届出内容		ı
<u>新規・変更</u>		<u>辞退</u>	

(参考)施設基準の受理状況

施設基準の受理状況

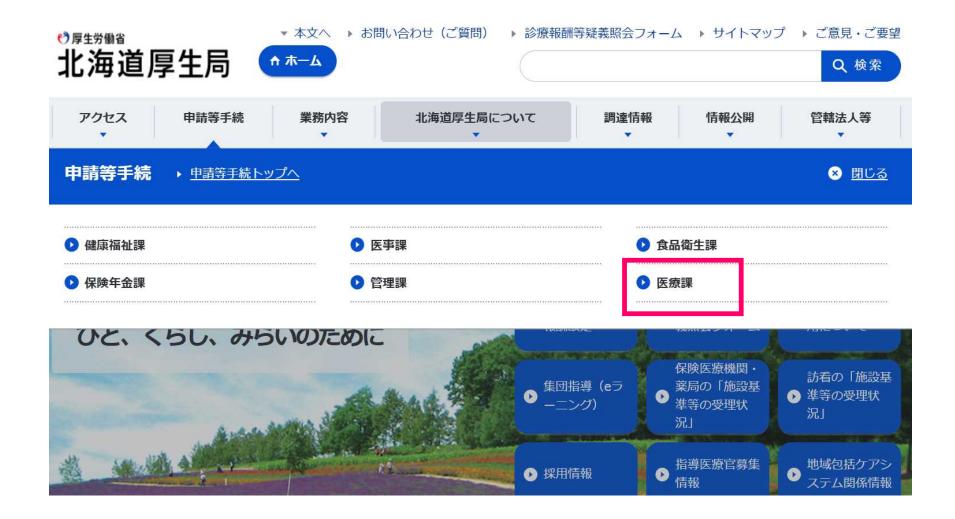
令和7年6月2日掲載(令和7年5月15日~5月28日処理分)NEW

医科	歯科	薬局
(PDF: 459KB)	_(PDF: 488KB)_	_(PDF: 232KB)_

令和7年5月15日掲載(令和7年5月1日~5月13日処理分)

医科	歯科	薬局
(PDF: 529KB)	(PDF: 498KB)	(PDF: 480KB)

(参考) 定例報告



(参考) 定例報告

医療課

- ▶ 保険医療機関等電子申請・届出等システムについて
- ▶ 保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出
- ▶ 保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出
- ▶ 施設基準の届出等
- 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出
- ▶ ブリッジの事前申請書
- 小児義歯の事前申請書
- ▶ 明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出
- ト 保険外併用療養費の報告
- ▶ 酸素の購入価格の届出書
- ▶ 訪問看護事業者及び訪問看護事業所(訪問看護ステーション)の変更・基準等に関する届出
- ▶ 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出
- ▶ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出

施設基準等の届出状況報告(8月定例報告)について